

三重県立宇治山田商業高等学校 生徒心得

1 学校生活について

(1) 登下校について

- ① 始業時間は午前 8 時 4 0 分。
- ② 欠席や遅刻をする場合は、始業時間までに保護者が欠席報告システム等で報告する。
- ③ 遅刻時は、生徒指導部に遅刻届を取りに行き、担任と授業担当者に提出する。
- ④ 登校後、やむを得ず早退や外出が必要な場合は、担任等の許可を得る。

(2) 考査について

- ① 座席は指定された場所に着席する。
- ② 考査時の諸注意に従って考査を受ける。
- ③ 考査発表日から考査前日までは 17 時 45 分完全下校とする。また考査初日から考査最終日前日までは 15 時 15 分完全下校とする。

(3) 校内生活について

- ① 校内では制服を着用する（部活動時は除く）。
- ② 携帯電話・スマホ等の通信機器は、原則、朝の 8 時 30 分から放課後まで学校敷地内では電源を切り、使用を禁止する。
- ③ 個人ロッカー等を利用し、持ち物（貴重品含む）の自己管理を徹底する。
- ④ 教室、ロッカー、部室等の整理整頓を心がけ、指定以外の場所に私物を置かない。
- ⑤ 避難経路や避難方法を確認し、緊急の時など迅速・安全に避難できるようにする。

(4) 懲戒について

以下の行為は、懲戒（処分としての懲戒、指導としての懲戒）対象となる場合がある。

犯罪行為やぐ犯・不良行為、その他（考査不正行為、無断免許取得、無断アルバイト、指導拒否、定員外乗車等）の行為。

2 校外生活について

(1) 生活の基本について

- ① 本校生徒としての自覚と誇りを持ち、健全な生活を送る。
- ② 外出する際は、家族に行き先、用件、帰宅時間等を伝える。
- ③ 夜間の外出（午後10時から午前5時まで）は慎む。
- ④ 休日や長期休業中においても、規則正しい生活習慣を心がける。

(2) アルバイトについて

- ① アルバイトは、長期休業中（夏休み30日程度・冬休み10日程度・春休み10日程度）と、3年生で進路決定者かつ部活動引退者の休日に届出制で認める。
- ② 長期休業以外のアルバイトは、原則として認めないが、様々な理由などにより、学期中に必要とする者については特別許可を検討する。

3 服装・身だしなみについて

(1) 服装について

登下校時は、指定品の【ブレザー・スラックス型】、【ボレロ・スカート型】と指定外品を以下のとおり着用する。

- ① <指定品> 制服を正しく着用する。

【ブレザー・スラックス型】

- ・ネクタイとブレザーのボタンは日常的にしなくてもよい。ただし、式典時や外出の行事の際はネクタイを着用しブレザーの第1ボタンは留める。
- ・カッターシャツは第2ボタンまでは留める。
- ・カッターシャツはスラックスの中に入れる。

【ボレロ・スカート型】

- ・冬服時のブラウスは第1ボタンまで留める。
- ・冬服時のボレロはホックをしてリボンを根元でしっかりと結ぶ。
- ・夏のブラウスは第2ボタンまで留める。
- ・ブラウスはスカートの中に入れる。

② <指定外品> 華美で高価でない物とする。

- ・通学靴は紐付きのスポーツシューズかローファーとする。
- ・防寒着（ジャンパー）は各部活指定の校名入りの物か、無地のものとする。
- ・通学鞄は、登下校や学校生活にふさわしい物（リュックなどを推奨）とする。
- ・以前の学校指定カバンは使用可とする。
- ・靴下は無地ベースのものとする。

（2）身だしなみについて

身だしなみ全般に関しては以下のとおりとするが、配慮が必要な生徒は生徒指導部まで相談すること。

① 頭髪などについて …端正・清潔なものとする。

- ・全体 奇抜にならない
- ・前髪 目にかかるない（しっかりと顔が見える）
- ・髪を結ぶゴムや留めるピンは華美でない無地とする

※パーマ、染色などの加工、変形などは禁止する。

※眉毛の過度な加工は禁止する。

② 化粧について

- ・化粧は禁止する。

③ 装飾品について

- ・装飾品は禁止する。

4 通学について

(1) 交通法規やマナーを遵守する。

(2) 自転車通学を希望する生徒は、以下のことを厳守する。

- ① 「自転車通学願」を生徒指導部に提出する。
- ② ①の実施後、生徒指導部が発行するステッカーを通学で使用する自転車に貼る。
- ③ 雨天時は雨合羽を着用し、傘さし運転は行わない。
- ④ 防犯登録を行う。
- ⑤ 校校内での駐輪は、指定の場所に行う。
- ⑥ ヘルメットは努力義務とし、着用を推奨する。

5 運転免許取得について

(1) 普通自動車運転免許について

- ① 進路先内定者の3年生に対し10月以降より自動車学校への入校を許可する。ただし合宿での免許取得は禁止する。
- ② 希望者は説明動画を視聴し、必要書類を提出後、自動車学校への入学・通学を行う。

(2) 二輪車運転免許について

在学中は原則、二輪車運転免許の取得を禁止する。ただし、通学に際し最寄りのバス停・鉄道の駅等までが遠いなどの特殊な事情がある場合は、原動機付自転車免許取得の特別許可を検討する

6 その他

生徒心得については、社会の変化や必要に応じて適宜見直しをするものとする。また、見直しが必要だと判断した場合は、生徒議会、教職員、PTAの3者の意見聴取及び協議を踏まえ、学校が変更を決定する。